

○天城町U I ターン起業家支援補助金交付要綱

令和2年3月31日要綱第45号

改正

令和4年4月1日要綱第3号

令和8年4月1日要綱第13-2号

天城町U I ターン起業家支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町の定住人口の増加を促進するため、U I ターン者で新たに創業する起業家を支援し、町内定住による地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) U I ターン 進学、就職などのために町外において居住していた町内出身者が、定住の意思を持って再び転入すること、又は町外出身者が定住の意思を持って転入すること。
- (2) 起業家 新たに創業を計画し、実際に事業に着手する者
(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、U I ターン者で本町において新たに創業する起業家であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本町に住民登録を行った日から5年以内の者で、町内で起業する者
- (2) 町税等（町において賦課された町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税等、各種使用料等をいう。）の滞納がない者
- (3) 申請日に本町に在住（住民登録）している者で、申請日において満20歳以上の者及び5年以上継続してその事業を展開する見込みのある起業家
- (4) 町内業者との請負契約及び備品購入を行う者。ただし、契約内容及び備品内容によっては、その限りでない。
- (5) 町長が特別に認めた者

2 次の各号に該当する者は、補助金交付対象者から除くこととする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある起業で、町が支援を行なうことが適当でないと思われらるもの
- (2) 法人において、社名又は代表者変更で事業する者
- (3) 親に代わって、子又は親族が経営者となる者
- (4) 既存事業の単なる拡張をしようとする者
- (5) 仮設テント、仮設店舗で事業しようとする者
- (6) 貸金業を営もうとする者
- (7) 天城町暴力団排除条例（平成24年6月19日条例第12号）第2条第1項第4号及び第5号に該当する者
- (8) その他町長が適切でないと思判断する事業をしようとする者
(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、創業等の際に必要な経費で、別表に定める経費とする。

2 補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、天城町U I ターン起業家支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の添付書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 創業計画書（様式第2号）
- (2) 収支計画書（様式第3号）
- (3) 町税等完納証明書
- (4) 住民票の写し（本籍、筆頭者は省略）
- (5) 創業経費の見積書（請負契約書の写し、購入備品等の見積書の写しなど）
- (6) 開業にあたり必要となる許認可等に関する書類（必要な場合のみ）ただし、交付申請時に当該許認可等を取得していない場合は、実績報告時まで提出するものとする。
- (7) その他町長が必要と認める書類
（交付決定及び通知）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助の可否を決定し、天城町U I ターン起業家支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

- 2 町長は、必要があると認めるときは、天城町商工会の意見を聴くものとする。
（報告又は調査）

第7条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は担当職員に調査させることができる。
（実績報告等）

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに天城町U I ターン起業家支援補助金実績報告書（様式第5号）に次の添付書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 創業経費の領収書（工事、購入備品などの領収書）
- (2) 創業に係る完成写真（工事前後の写真、備品購入写真など）
- (3) 賃貸借契約書の写し（必要な場合のみ）
- (4) 開業にあたり法令上必要な許認可等を取得したことを証する書類の写しただし、当該書類を交付申請時に提出している場合は、この限りでない。
- (5) 事業開始日を確認できる書類（営業許可証、開業届、開業告知チラシ、SNS、ホームページその他営業開始の事実が確認できる書類をいう。）ただし、これらの書類の提出が困難である場合は、事業開始日申立書（様式第6号）を提出しなければならない。
- (6) その他町長が必要と認める書類

- 2 実績報告は、補助事業完了後30日以内に提出しなければならない。
（補助金の確定）

第9条 町長は、実績報告書の提出があったときは、その内容及び補助事業が完了したことを確認の上、補助金の額を確定し、天城町U I ターン起業家支援補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。
（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、天城町U I ターン起業家支援補助金交付請求書（様式第8号）により、町長に補助金の交付請求を行うものとする。

- 2 補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に

限るものとする。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(決定の取消及び返還)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正行為があったと認められるとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、補助金の交付決定を取り消す時は、補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

3 町長は、補助金の返還を命ずるときは、補助金返還命令書(様式第10号)により通知するものとする。

4 前項の規定により返還を命ずる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 虚偽の申請その他不正行為があった場合交付した補助金の全額

(2) 補助対象経費の一部が要件に適合しないと認められる場合、当該不適合部分に係る補助金相当額

(3) 事業開始後5年未満で事業を廃止した場合、経過期間に応じて算定した額

5 前項第3号の規定による返還額は、次の算式により算出するものとする。返還額=交付済補助金額×(60月-事業継続月数)÷60月

(1) 事業継続月数は、事業開始日の属する月から事業廃止日の属する月までを1月単位で算定するものとする。

(2) 返還額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日要綱第3号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月1日要綱第13-2号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費
<p>創業に伴う下記の経費</p> <ul style="list-style-type: none">・店舗等の建築に係る工事費用・店舗等の改築又は改修に係る工事費・設備費・空店舗、駐車場等の賃借料・開業に伴う広告宣伝費・備品購入費 <p>※申請者と生計を一にする親族又は同一法人との取引は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・開業に必要な資格取得に係る経費（法令上営業に必要な資格であり、短期間の講習等により取得できるものに限る。食品衛生責任者講習費等） <p>※大学、専門学校その他教育機関の学費、授業料等は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・その他町長が必要と認める経費